

静岡県立看護専門学校 授業料減免等のしおり

本校では、経済的に困難な特別の事情がある学生を対象に、授業料の減免等の制度を設けています。本案内を十分に理解した上で、申し込み手続きを進めてください。

1 全体概要

1-1 授業料減免等の制度

制度	内容
減免	授業料の納付が困難なやむを得ない事情がある場合、授業料の全部または一部の免除を申請することができます。
分割納付	授業料を一括して納付することが困難なやむを得ない事情がある場合、授業料の分割納付を申請することができます。
納付猶予	授業料減免申請期限までの申請が困難なやむを得ない事情がある場合や家計急変事由が生じた場合、授業料の納付猶予を申請することができます。

1-2 申請時期

前期・後期ごとの申請が必要です。標準的な申請時期は以下のとおりですが、具体的な時期は都度、校内掲示板等でお知らせするので、必ず確認するようにしてください。

区分	申請時期
前期授業料（4月～9月分）	3月中旬～4月中旬
後期授業料（10月～3月分）	9月中旬～10月中旬

※家計急変事由が発生したことに伴う申請は、この限りではありません。

1-3 申請から承認までの流れ

① 減免等の事由に該当するか確認
● 各制度の対象者を確認し、自分の状況が事由に該当するか確認してください。
● 不明な点がある場合、自己判断せずに、必ず総務課まで相談してください。
② 申請書類の入手、作成
● 学校窓口または学校ホームページから申請書類を入手し、作成してください。
● 公的機関の証明書類の提出が必要な場合がありますので、お早めにご準備ください。
③ 申請書類の提出
● 申請期限までに全ての書類を不備なく提出することが必要です。書類が整い次第、期限を待たず、速やかに総務課まで提出してください。
● 減免の申請者で、やむを得ない事情により申請期限に間に合わない方は、本案内「4 授業料の納付猶予」を確認の上、必要な申請を行ってください。
④ 審査結果の通知
● 審査結果は文書により通知します。結果によっては、申請が認められなかったり、一部免除となり差額の納付が必要となる場合があります。

2 授業料の減免

2-1 減免の対象者と免除額

要綱	減免の対象者	免除額
第2条 第1号	修学支援新制度の認定要件を満たす者（＝日本学生支援機構の新たな給付型奨学金受給者）	下記①
第2条 第2号	生活保護を受けている者（技能習得費給付者を除く） 里親若しくは保護受託者に委託又は児童養護施設に入所している者 同一世帯に市町村から就学援助を受けている者がいる者 準生活保護世帯（世帯全員の収入が生活保護基準額の1.1倍未満の者）	全額
第2条 第3号	その世帯の居住する住宅が全壊、大規模半壊・半壊、床上浸水した者	下記②
第2条 第4号	交通遺児等であって、その世帯の主たる家計支援者の生活困窮の程度が基準に該当する者	全額

①…83,400円、55,600円、27,800円（半期分）のいずれか

②…全壊：全額（2期を限度）、大規模半壊・半壊：半額（2期を限度）、床上浸水：2か月（当期のみ）

【注意事項】

- 第2条第1号（修学支援新制度）による減免は、学業成績基準等、他の減免事由と取扱いが異なる点があります。必ず、別紙「修学支援新制度による授業料減免申請者の注意事項」をご確認ください。
- 第2条第1号（修学支援新制度）に該当する場合、本事由により優先して申請する必要があります。この場合、他の減免事由にも該当する方は、併用申請が可能です。
- 詳細について確認が必要な方は、別紙「授業料等減免等の手引き（学生用抜粋）」をご確認ください。

2-2 申請書類

減免事由に応じた申請書類が必要です。

減免事由別の「授業料減免申請書類チェックリスト」を確認の上、準備してください。

2-3 審査結果の通知

減免事由別の標準的な審査結果の通知時期は下表のとおりです。

要綱	減免要件	前期分通知時期※
第2条第1号	修学支援新制度	4月～8月頃予定（給付型奨学金申込区分による）
第2条第2号～第4号	生活保護ほか	4月中（正規の授業料納付期限まで）

※後期分決定時期は、前期分決定時期に準じる

2-4 家計急変事由の発生に伴う緊急減免

生計維持者の死亡等、以下の「家計急変事由」が発生した方は、緊急の授業料減免および授業料の納付猶予を申請することができます。詳細については個別に説明しますので、該当する可能性のある方は速やかに総務課までご相談ください。

【家計急変事由】

- A : 生計維持者の方（又は両方）が死亡
- B : 生計維持者の方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- C : 生計維持者の方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- D : 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記A～Cのいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

- ※ 新入生は、入学前年の1月から入学月の前日までに家計急変事由が発生している場合にも対象となります。
- ※ 授業料の緊急減免を受けるには、家計急変事由発生後の家計等の状況が減免要件を満たす必要があります。

2 - 5 全般注意事項

- 審査結果によっては、申請が認められなかったり、一部免除となり差額の納付が必要となる場合があります。
- 休学中の者も、復学後に減免を受ける場合には、申請受付期間中の申請が必要です。

3 授業料の分割納付

3 - 1 分割納付の対象者

以下のいずれかに該当する者は、授業料の分割納付を申請することができます。単に家計が苦しい等の理由では、分割納付は認められませんので、ご注意ください。

【分割納付の対象者】

- 授業料減免の要件を満たす者
- 同一世帯全員の収入が生活保護基準額の1.1倍に近似している者
- その他の特別な事情があると校長が認める者

3 - 2 分割方法

原則、毎月の均等割となります。特別の事情がある場合は、その他の分割方法による納付を申請することができます。事前に総務課までご相談ください。

3 - 3 申請書類

申請事由に応じた書類が必要です。「授業料分割納付申請書類チェックリスト」を確認の上、準備してください。

3 - 4 審査結果の通知

前期分は4月中、後期分は10月中（正規の授業料納付期限まで）に文書で通知します。

3 - 5 注意事項

審査結果によっては、申請が認められず、一括での納付が必要となる場合があります。

4 授業料の納付猶予

4-1 納付猶予の対象者

以下のいずれかに該当する者は、授業料の納付猶予を申請することができます。単に一時的に家計が苦しい等の理由では、納付猶予は認められませんので、ご注意ください。

【納付猶予の対象者】

- 授業料の減免を申請しようとする者のうち、授業料減免の申請期限までに、減免対象者であることを示すことが困難なやむを得ない事情がある者
- 家計急変事由が生じたことにより、授業料の緊急減免について事前相談を行った者

※納付猶予対象者や猶予期限の詳細は、別紙「授業料等減免等の手引き（学生用抜粋）」を確認してください。

4-2 申請書類

授業料納付猶予申請書（要綱様式第3号）

4-3 審査結果の通知

原則として、前期分は4月中、後期分は10月中（正規の授業料納付期限まで）に文書で通知します。

4-5 注意事項

- 授業料の納付猶予は、納付猶予の承認を受けた後、授業料の減免を申請することが前提となっています。減免申請書類が整い次第、速やかに減免を申請してください。やむを得ず授業料の減免が申請できない場合は、速やかにその旨を報告してください。
- 審査結果によっては、納付猶予が認められず、正規の納付期限までの納付が必要となる場合があります。